

(表)

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>職 名 年令</p> <p>上記の者は、全国新幹線鉄道整備法附則第13項の規定において準用する第12条第1項の規定により、同法附則第6項に規定する新幹線鉄道規格新線等の建設に関する調査、測量又は工事のため他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p>発行年月日</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: right;">発行者</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div>	<p>六・五センチメートル</p>
<p>六・五センチメートル</p>	
<p>九センチメートル</p>	

(裏)

全国新幹線鉄道整備法抜すい

(他人の土地の立入り又は一時使用)

- 第十二条 第五条第一項の規定による国土交通大臣の指名を受けた法人若しくは建設主体又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第一項の規定により建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 附則
- 13 ……(略)……第十二条の規定は当該新幹線鉄道規格新線等の建設のため必要となる他人の土地への立入り又はその一時使用について……(略)……準用する。この場合において、……(略)……第十二条第一項……(略)……中「新幹線鉄道」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等」と、……(略)……第十二条第一項中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と……(略)……読み替えるものとする。
- 23 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 二 附則第十三項において準用する第十二条第七項の規定に違反した者
- 24 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。